省　令

○厚生労働省令第七十号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、粉じん障害防止規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月二十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

粉じん障害防止規則の一部を改正する省令

粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第六号中「限る。」の下に「次号において同じ。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

六の二　別表第一第七号に掲げる作業のうち、屋外において、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を研磨し、又はばり取りする作業

附　則

この省令は、平成二十六年七月三十一日から施行する。

○農林水産省令第三十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月二十五日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　石原　伸晃

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項補助金等の名称の欄中「東日本大震災復興交付金（農山漁村地域復興基盤総合整備事業のうち森林整備事業及び漁港環境整備事業に係るもの、漁業集落防災機能強化事業に係るものを除く。）」を「東日本大震災復興交付金（農山漁村地域復興基盤総合整備事業のうち森林整備事業及び農山村地域復興基盤総合整備事業に係るもの、漁業集落防災機能強化事業に係るもの並びに漁港施設機能強化事業に係るものを除く。）」に改める。

別表の二の項補助金等の名称の欄中「東日本大震災復興交付金（農山漁村地域復興基盤総合整備事業のうち森林整備事業及び漁港環境整備事業に係るもの、漁業集落防災機能強化事業に係るもの並びに漁港施設機能強化事業に係るものに限る。）」を「東日本大震災復興交付金（農山漁村地域復興基盤総合整備事業のうち森林整備事業及び農山村地域復興基盤総合整備事業に係るもの、漁業集落防災機能強化事業に係るもの並びに漁港施設機能強化事業に係るものに限る。）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十六年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十五年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。ただし、「福島再生加速化交付金（被災地域農業復興総合支援事業及び農山村地域復興基盤総合整備事業のうち森林整備事業に係るものを除く。）」及び「福島再生加速化交付金（農山村地域復興基盤総合整備事業のうち森林整備事業に係るものに限る。）」については、平成二十五年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産からこれを適用する。

告　示

○金融庁告示第四十号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十八の二及び第一条の十九第二号の規定に基づき、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件（平成二十三年金融庁告示第百五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年六月二十五日

金融庁長官　畑中龍太郎

第一条第三項中「対象外国清算機関のうち、エルシーエイチクリアネットリミテッド」を「外国清算機関のうち、次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　エルシーエイチクリアネットリミテッド

二　コリアエクスチェンジ

第二条中「第一号」の下に「及び第四号」を加え、同条第三号イ及びロ以外の部分中「指定外国清算機関」の下に「のうち前条第三項第一号に掲げる者」を加え、同号ロ中「以下ロ」の下に「及び次号」を加え、同条に次の一号を加える。

四　指定外国清算機関のうち前条第三項第二号に掲げる者が金融商品債務引受業と同種類の業務として引受け、更改その他の方法により負担する債務の起因となっている法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（当事者が元本（韓国ウォン建てのものに限る。）として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた利率等に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた利率等に基づいて金銭を支払うことを相互に約するもの（当事者の一方が相手方に支払う金銭と相手方が当事者の一方に支払う金銭とが韓国ウォン建てのものに限る。）

○外務省告示第二百九号

平成二十六年五月二十六日にアブジャで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がナイジェリア連邦共和国政府との間に行われた。

平成二十六年六月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ナイジェリア連邦共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とナイジェリア連邦共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　八十二億八千五百万円（八、二八五、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ポリオ撲滅事業（以下「事業」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ナイジェリア連邦共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ナイジェリア連邦共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、六年の据置期間の後十四年とする。

(b)　利子率は、年〇・二パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後四年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが事業の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ナイジェリアの実施機関が調達適格国の供給者又は請負業者に対して既に行ったか又は行う支払で、事業の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

4　ナイジェリア連邦共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ナイジェリア連邦共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。